

# 宮城県 教育振興 基本計画

— 概要版 —

平成 22 年 3 月

宮城県・宮城県教育委員会

# 宮城県教育振興基本計画

## ◆ 計画の位置づけ

- 人口減少社会の到来、情報化や国際化の一層の進展、地方分権社会への移行など社会情勢が大きく変化するなか、「人づくり」である教育の重要性は一層高まっており、学校教育だけでなく生涯にわたる期間を通じて、次代の地域社会を支え、未来を創造する人づくりに取り組んでいく必要があります。
- 国では平成18年の教育基本法の改正を契機に、新たな教育の目標・理念に基づく取組を進めていますが、同法第17条第2項の規定により地方公共団体も地域の実情に応じ、教育振興基本計画の策定に努めることとされています。
- 本県では、これまで「宮城県教育基本方針」のもと、学校教育、スポーツ、生涯学習等分野ごとの基本計画を策定し、また県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン(平成19年3月策定)」では優先的・重点的に取り組むべき教育施策を掲げているところですが、教育施策全般を総合的、体系的に位置づけた基本計画は未だ策定していないことから、本県教育を総合的、計画的に進めていくため、本計画を策定するものです。
- 本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の教育の目指すべき姿や講ずべき施策の方向性等を示す計画とします。
- 本計画は、将来の宮城県のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら策定しています。

## ◆ 計画の期間

10年間(平成22年度～平成31年度)



# 本県教育の目指す姿と計画の目標

## 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものです。

学校・家庭・地域の強い絆きずなのもとで、よりよい未来を創造する高い志こころざしを持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会はぐくが形成されています。

## 計画の目標

### 目標1

夢と志こころざしを持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間はぐくを育む。

### 目標2

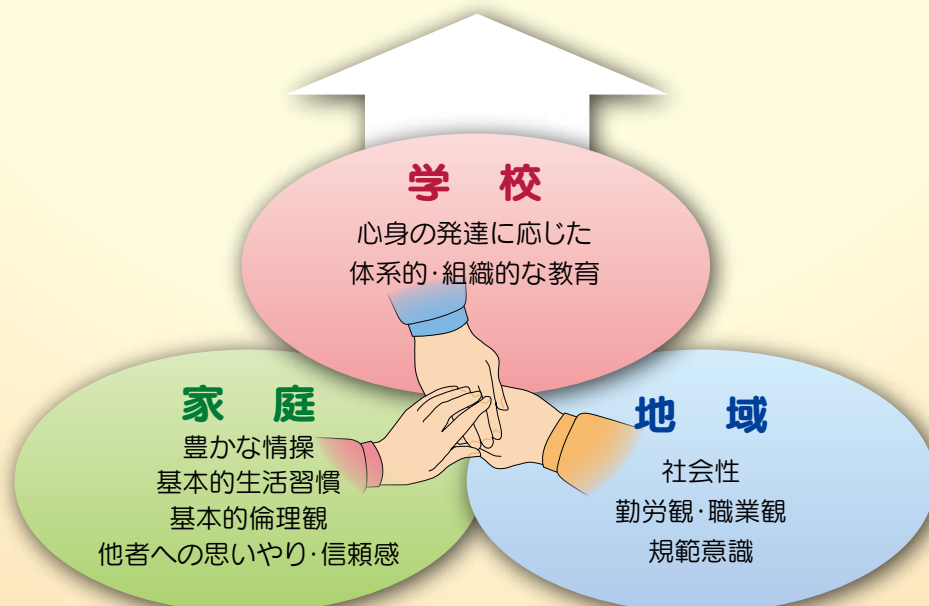
次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心はぐくに富んだ人間を育む。

### 目標3

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

### 目標4

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。



# 施策の展開

## 目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆きずなのもとで、よりよい未来を創造する高い志こころざしを持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育はぐくむ地域社会が形成されています。

## 計画の目標

### 目標1

夢と志こころざしを持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

### 目標2

次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心こころに富んだ人間を育む。

### 目標3

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

### 目標4

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

## 施策の基本方向

### 基本方向1

学ぶ力と自立する力の育成

### 基本方向2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

### 基本方向3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

### 基本方向4

信頼され魅力ある教育環境づくり

### 基本方向5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

### 基本方向6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

# 施策の基本方向

## 基本方向1

### 学ぶ力と自立する力の育成

#### (1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 **重点的取組1**

児童生徒一人一人が将来の職業人、社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していきけるよう、小・中・高等学校を通じて勤労観や社会性を養い、自らの生き方について主体的な探求を促す「志教育」を推進していきます。

#### (2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 **重点的取組2**

児童生徒一人一人が「分かる喜び」を実感しながら学力を身に付けられるよう、校内研修への支援などを通じた教科指導力の向上、少人数指導による指導体制の充実、家庭・地域と連携した基本的生活習慣や学習習慣の確立などに取り組んでいきます。

#### (3) 幼児教育の充実

幼稚園教員や保育所保育士の研修の充実により資質向上を図るほか、幼稚園・保育所・小学校の連携と交流を促進し、小学校への円滑な移行を図ります。また、人格形成の基礎となる幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組めます。

#### (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

自国や郷土の歴史の理解を深めるとともに、他国の文化の理解や小学校からの外国語活動を行い、共に生きていくための能力や態度を育成します。

#### (5) 時代の要請に応えた教育の推進

高度情報化社会に対応できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。また、宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて、地域に根ざした環境教育を推進します。



## 基本方向2

### 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

#### (1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 **重点的取組3**

様々な体験活動、文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るほか、いじめ、不登校等に対応する教育相談活動の充実、関係機関が連携したネットワークの構築など、多様な支援に取り組めます。

#### (2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 **重点的取組4**

子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を引き出すため、授業や行事を通して運動好きな子どもを育てる学校教育の推進、専門的指導力を有する地域人材の運動部活動等への活用などの取組を進めていきます。

#### (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

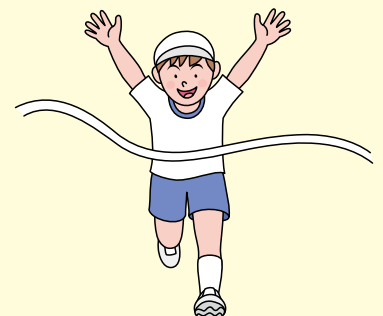
周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの成長段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。

#### (4) 食に関心をもち、元気な子どもの育成

食に関する指導が計画的に実施されるよう、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努めます。また、宮城の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通じた食育の推進を深めます。

#### (5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

各学校において、学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭や地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携し学校保健の充実に努めます。



### 基本方向3

## 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

### (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 **重点的取組5**

発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図ります。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に努めます。

### (2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

障害のある子どもの進路選択や就労を支援するため、教職員の研修の充実を図るとともに、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図ります。

### 基本方向4

## 信頼され魅力ある教育環境づくり

### (1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 **重点的取組6**

教員の資質の向上や学校の抱える課題に対応するため、各校種間の連携強化を図るほか、各学校において校内研修の充実を図ります。また、教職経験に応じた体系的な研修の充実及び改善を図ります。

### (2) 開かれた学校づくりの推進 **重点的取組7**

教育活動や学校の運営の自律的改善を図るため、学校評価の充実に取り組むほか、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を進めます。また、専門的知識や技能を有する社会人を講師として活用します。

### (3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

教員採用選考の工夫・改善を推進し、実践的指導力や豊かな人間性を持った優れた教員の確保に取り組みます。また、教職員評価制度の更なる改善により、教職員一人一人に自己能力の分析を促し、資質の向上と学校の活性化を図ります。

### (4) 教職員を支える環境づくりの推進

研修・研究機能や相談・支援機能を有する研修の中核施設の整備を推進します。また、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、メンタルヘルス対策などの健康管理を計画的に行っていきます。

### (5) 県立高校の改革の推進

社会で活躍するために必要となる知識・技能の定着や人間関係を構築する力の育成を図るため、習熟度別授業をはじめ各種の取組を推進するほか、地域のニーズを踏まえた学校づくりを行い、再編整備も視野に入れながら効率的かつ効果的な施設整備を推進します。また、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度への改善を進めます。

### (6) 学習環境の整備充実

児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、県立学校の計画的な改修や教材教具の充実を図ります。また、経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行います。

### (7) 私学教育の振興

私立学校の教育条件の維持向上及び私立学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めていくため、助成を行います。

基本方向5

## 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

### (1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり **重点的取組8**

親としての「学び」と「育ち」を支援する学習機会や子育て相談等の場の提供、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の育成を行うなど、関係機関や企業、NPO等と連携しながら、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めます。

### (2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり **重点的取組9**

地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化に関して市町村に支援や助言を行うほか、人材の育成を推進します。また、地域ぐるみの学校安全体制の整備や、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進します。

### (3) 子どもたちの体験活動の推進

世代間の交流の推進や自然体験活動、社会体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。



基本方向6

## 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

### (1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 **重点的取組10**

個人や社会のニーズに応じた学習機会を充実し、その成果を地域に還元できるよう支援するとともに、社会教育施設における取組や文化芸術活動への参加の推進により地域の教育力の強化や地域文化の活性化を図ります。

### (2) 文化財の保護と活用

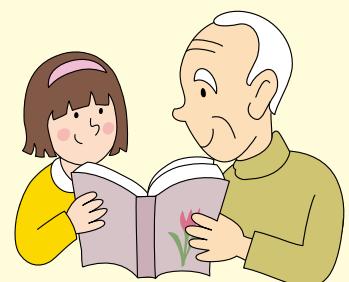
先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、郷土の歴史・文化等についての理解を深めながら、これを受け継いでいこうとする意識を高めます。

### (3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 **重点的取組11**

総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設の開放等により、だれもが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

### (4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備を進めます。また、県有スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進めます。



## 計画の推進

### ◆ 計画の推進に向けた施策の在り方

- 本計画の推進のために実施する施策を具体的に示すアクションプランを策定します。当初は平成22年度から4年間について策定し、各施策の進捗状況の把握、達成状況の評価等を行い、次期のアクションプランを策定します。
- 本計画の着実な推進を図るためには、進捗状況を常に把握するなどの確な進行管理を行う必要があります。アクションプランに定めた施策については、PDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行っていきます。



### ◆ 関係機関、関係団体等との連携

- 県立学校や市町村教育委員会が所管する学校においても、本計画に対する理解を深め、着実な取組がなされる必要があります。このため、市町村教育委員会との間で十分な意見交換等を行い、共通認識の形成を図っていきます。
- PTA等の教育関係団体との連携・協力体制を強化するとともに、高等教育機関や民間団体等との連携・協力体制も構築していきます。
- 教育委員会を中心として、関係部局相互の連携をこれまで以上に緊密にして、各施策が相乗的な効果を生み出すよう努めていきます。
- 必要に応じ、国に対して制度の見直しや施策の提案等の働きかけを行っていくとともに、必要な財政上の措置や教員定数等の改善等についても要請していきます。

### ◆ 県民総がかりによる教育施策の展開

社会総がかりで次世代を育てるためには、教育関係者や保護者、産業界、そして一般県民の理解と協力が不可欠であるため、広く理解を得られるよう、本計画とアクションプランに示す施策の内容や目標等に関して、積極的に周知を図ります。

編集・発行

### 宮城県教育庁教育企画室

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL 022-211-3616 FAX 022-211-3699  
E-mail kyoikup@pref.miyagi.jp  
URL <http://www.pref.miyagi.jp/kyou-kikaku/>

計画の全文は、上記ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。